

↳ 値引き販売と源泉徴収

Q : 会社の商品を社員に安く販売すると、給与となり、源泉所得税を引かないといけないと聞きました。どのようになっているのですか？

A : 一定の要件を満たしていない値引きは、給与となりますので、源泉徴収が必要になります。

【解説】

会社が社員に対して、会社の商品等を値引き販売することはよく行われていますが、この値引き販売により社員が受ける経済的利益は、原則として給与として課税されることとなります。

しかしながら、値引き販売には福利厚生的要素もあることから、次のすべての要件を満たしている場合には、課税しなくてよいこととされています。

- ① 値引販売価額が、使用者の取得価額(仕入価額又は製造原価)以上であること
- ② 値引販売する価額が、使用者が通常他に販売する価額に比して著しく低い価額(通常他に販売する価額のおおむね70%未満)でないこと
- ③ 値引率が、役員や使用人を通じて一律と定められているか、又は格差が設けられている場合には、その格差が地位や勤続年数等に応じて全体として合理的と認められる範囲内のものであること
- ④ 値引販売する商品、製品等の数量は、一般の消費者が自己の家事のために通常消費すると認められる程度のものであること

